

狭山市市営住宅狭山台さくら野団地エレベーター改修工事

図 番	図 面 リ ス ト	縮 尺
M-01	機械設備工事特記仕様書	-
M-02	電気設備工事特記仕様書	-
M-03	改修項目一覧	-
M-04	配置図・仮設図	1/200
M-05	各階平面図	1/300
M-06	エレベーターホール詳細図	1/40
M-07	エレベーター据付図（１）	1/40
M-08	エレベーター据付図（２）	1/120
M-09	かご操作盤意匠図	1/8
M-10	かご室意匠図	1/20、1/4
M-11	位置表示押釦意匠図	1/8
M-12	乗場インジケータ釦意匠図	1/4

機械設備工事特記仕様書

I 工事概要

- | | | | | | | | | | | |
|---|--------|--------------------------------|---|---|----|----|----|---|---|---|
| 1 | 工事名称 | 狭山市市営住宅狭山台さくら野田団地エレベーター改修工事 | | | | | | | | |
| 2 | 工事場所 | 狭山市狭山台1丁目29番地の1 | | | | | | | | |
| 3 | 工事期 | 契 | 約 | 日 | から | 令和 | 年 | 月 | 日 | |
| | 現場施工期間 | 令和 | 年 | 月 | 日 | から | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| | | 現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。 | | | | | | | | |

4 建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数	延 面 積 (㎡)	消防法施行 令別表第一	備 考
① 市営住宅	S R C造	10階	7,063.66㎡		
②					
③					
④					
⑤					

5 工事種目（●印を付いたものを適用する。）

建物別及び屋外		工 事 種 別					
		①	②	③	④	⑤	屋外
○	空 気 調 和 設 備						
○	換 気 設 備						
○	排 煙 設 備						
○	自 動 制 御 設 備						
○	衛 生 器 具 設 備						
○	給 水 設 備						
○	排 水 設 備						
○	給 湯 設 備						
○	消 火 設 備						
○	厨 房 機 器 設 備						
○	ガ ス 設 備						
●	昇 降 機 設 備	一	式				

- 6 指定部分 ※無 ・有
対象部分： 工期：令和 年 月 日

- 7 主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）
- 1 専任期間の始期
- 請負契約締結の日から、○（現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまで）の期間・令和 年 月 日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 2 専任期間の終期
- 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみのが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 3 専任期間の中断
- 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時的にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

- 8 工事範囲 図示のとおり

9 機械設備工事概要

既設エレベーターの改修
(かご枠・乗場三方枠等一部既存部品を活用し、巻上機・制御盤
カゴ内装、乗場内装・エレベーター機器の更新等)
上記工事に伴う建築工事及び電気工事

埼玉県環境配慮方針の適用項目 (12)	・長寿命木材の選定 (2-3-③) ・設備更新を踏まえた計画 (2-3-④) ・再生木の優先使用 (2-3-⑥) ・有害物質の放散量が少ない材料の使用 (2-4-②) ・発光体の材質化を推進 (3-1-⑥) ・フロン等の回収、破壊を行う (4-1-①) ・代替フロンの使用抑制 (4-1-②) ・新冷媒の使用 (4-1-③) ・太陽熱利用システムの導入 (5-1-②) ・高効率機器の採用 (5-2-②) ・ゾーニングの工夫 (5-3-①) ・外気冷房制御の導入 (5-3-②) ・搬送動力の低減 (5-3-③) ・ヒートポンプの採用 (5-3-④) ・熱回収システムの導入 (5-3-⑤) ・コージェネレーションの導入 (5-4-①) ・節水機器の採用 (6-1-①) ・雨水利用 (6-1-③) ・排水再利用 (6-1-④) ・アスコン廃材の再利用 (6-3-②) ・再生地盤の採用 (6-3-③)
------------------------	--

- 10 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は埼玉県電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は埼玉県建築工事特別共通仕様書による。

- 11 同時期発注の関連工事
・ 建築工事 ・ 電気設備工事

II 工事仕様

- 共通仕様**
- (1) この工事は特記仕様の、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書（以下「**特別共通仕様書**」という。）、国土交通大臣官庁官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（以下「**標準仕様書等**」いう。）及び監督員の指示に従い施工する。
- なお、市住宅宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、材の品質・性能基準を最優先とする。
- (2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの**特別共通仕様書**及び**標準仕様書等**を適用する。
- (3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。
- 2 特記仕様**
- (1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。
◎印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。

章	項 目	特 記 事 項
①	機 材 等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとす。なお、資材名、製造所名及び免注先を記載した報告書を監督員に提出するものとする。使用機材等については、7Aハ①含有の有無を確認し、7Aハ②を含む機材は、使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
2	電気保安技術者	・置く ※置かない
③	施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
4	技能士の適用	・配管施工（配管工事） ・建築系施工（風道制作及び取付け） ・熱絶縁施工（保温工事） ・冷空気空調機器施工（冷空気調機器の据付）
⑤	機材の検査及び 試験、施工の検査 及び試験	※検査を受けて使用すべき機材等は、監督員が指定するものとする。 試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所（事前に監督員の承諾を得る）に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状況に入った後速やかに（概ね3ヶ月以内に）流入水・処理水の水質試験を行う。 試験は上記の飲用に供する場合の方法に使うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。
6	監督員事務所	本工事で ・設ける（規模 ） ※設けない
⑦	官公署その他への 届出手続等	工事の着手、施工、完成に当り、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し遅滞なく行う。
8	工事用電力・水等	本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。
⑨	工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが ※できる ・できない
⑩	足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。

共通事項 特記事項	11 建設発生土の処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きなす。 ・構外搬出適切処理する。
	12 埋め戻し土・盛土	※根切土の中の良質土（但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ・山砂の類
	13 再生砂、再生砕石、再生アスコン使用	契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監督員の了解を得た上で、・使用できる。 ※使用できない。 再生砂の使用に先立ち、1 購入あたり 1 検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。
	⑭ 発生材の処理等	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 （構外搬出処理費は ※本工事 ・別途） （1）引渡しを要するもの（ ） （2）買取処分をするもの（ ） （3）再生資源化を図るもの（ ） （4）特別管理産業廃棄物（ ） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調査を提出すること。
	⑮ 容量等の表示	（1）機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。 （2）電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
16 配 管	（1）地中埋設配管（排水管を除く） 1）地中埋設構（コンクリート製） ※要（図示の箇所） ・不要 2）地中埋設板（キャッツアイ） ※要（舗装部の分岐、曲部） ・不要 3）埋設表示テープ（2 倍折込み） ※要 ・不要	
	⑰ 耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人

- ⑪-1 あと施工アンカー

設計用水平震度				
設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重宝機器	一般機器	重宝機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)
	<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>

(注) ① 内の数値は防振支持機器の場合に適用する。
 < ② 内の数値は水櫃類に適用する。

※ 上層階とは2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階
 ③ 中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの（平屋建の場合は無し）
 ※ 重要機器とは次のものを示す。

給水装置	排水装置	換気機器	空調機器	熱源機器
防災設備	監視制御設備	危険物貯蔵装置		
火を使用する設備	避難経路上に設置する機器			

機器・配管等の据付におけるあと施工アンカーの使用については、監督官の承認を受けるものとする。

重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーの据付を決定すること。

施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。

金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。

接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、硬化みの完了が分かる記録を添付すること。

（原則として、接着系アンカーは吊り支えに使用しないものとする。）

あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。

18 防露保温工事

標準仕様書第2編によるほか下記による。

気質調和設備工事の保溫の種別		
区 分	施 工 箇 所	保 溫 種 別
ド レ ン 管	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（ハ）・Ⅲ
	機械室、書庫、倉庫	B・（ハ）・Ⅲ
	天井内、P・S内及び空隙壁中	C2・（ロ）・Ⅲ
	浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	E3・（ハ）・Ⅲ
	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（イ）・Ⅱ
蒸 気 管	機械室、書庫、倉庫	B・（イ）・Ⅱ
	天井内、P・S内及び空隙壁中	C2・（ロ）・Ⅱ
	床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。）	D・（ロ）・Ⅱ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	E3・（イ）・Ⅱ
	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（ハ）・Ⅲ
冷水・冷温水管 （膨張管、空気抜き、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。）	機械室、書庫、倉庫	B・（ハ）・Ⅲ
	天井内、P・S内及び空隙壁中	C1・（イ）・Ⅲ
	床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。）	D・（ハ）・Ⅲ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	E3・（ハ）・Ⅲ
	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（イ）・Ⅰ
温 水 管 （膨張管を含む。）	機械室、書庫、倉庫	B・（イ）・Ⅰ
	天井内、P・S内及び空隙壁中	C2・（ロ）・Ⅰ
	床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。）	D・（ロ）・Ⅰ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	E3・（イ）・Ⅰ
	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（ハ）・Ⅲ

(注) 1. 冷媒管は、断熱材被覆鋼管を使用し、外装は下記による。

屋内露出部	※保温化粧カバー	※樹脂製	※鉛メッキ鋼板製	※SUS製
屋外露出部	※溶接アルミニウム	※鉛板鉄板ラッキング		※SUSラッキング
	※保温化粧カバー	※樹脂製	※鉛メッキ鋼板製	※SUS製

2. 施工種別Bの材料及び施工順序4、5に替えて、アルミガラス化粧原板を使用する。

3. 機器等の保温等の種別は、(※ラジスール保温材・ロックウール保温材)とする。

ダクトの保温の種別	施 工 箇 所	保 温 種 別	
長 方 形 ダクト	屋内露出（一般居室、廊下）	J1・(イ)・XⅠ	
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	I・(イ)・XⅠ	
	屋内隠べい、DS内	I・(ロ)・XⅠ	
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	K3・(イ)・XⅠ	
	屋内露出（一般居室、廊下）	O1・(イ)・XⅠ	
円 形 ダクト	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	N・(イ)・XⅠ	
	屋内隠べい、DS内	N・(ロ)・XⅠ	
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	P3・(イ)・XⅠ	
	消音内貼り	消音ライチャンパー 消音チャンパー・消音エルボ	M・(ロ)・Ⅹ L・(ロ)・Ⅹ

区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
給 水 管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(ハ)・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ
	天井内	c2・(ロ)・Ⅶ
	ＰＳ内及び空腔壁中	—
	県営住宅ＰＳ内	c2・(ハ)・Ⅶ
	床下、暗渠内（ビツ内、共同溝を含む。）	—
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	e3・(ハ)・Ⅶ
排水及び通気管	屋内露出（一般居室、廊下）	—
	機械室、書庫、倉庫	—
	天井内	c2・(ロ)・Ⅶ
	ＰＳ及び空腔壁中	—
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	e3・(ハ)・Ⅶ
給 湯 管 (膨張管、空気抜き管、 膨張タンクからボイラー等への補給 水管を含む。)	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(イ)・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ
	天井内	c2・(ロ)・Ⅰ
	ＰＳ内及び空腔壁中	d・(ロ)・Ⅰ
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	e3・(イ)・Ⅰ

(注) 1. 消火、排火及び通気管のうち見えかき部分は塗装を施す。
2. 排水管の管理は耐火二層管、耐火VPの場合は、保温を施さない。
3. 施工種別の材料及び施工順序 3.4に替えて、アルミガラス化性原紙を使用する。
4. 機器類の保温材の種類は、(※)グラスウール、ロックウールとする。
5. 消防室外露部保温仕様は、63・(ハ)・Ⅷとする。
6. 使所内露出 SUS 管及び流し内露出 SUS 管以外を保温を要しない。
7. 空調設備に要する管は、特別支援学校等へ以上の使所で高密度ポリエチレン管を使用する。ただし、住宅等に於ける保温を要しない。
※ロックウール、グラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、原則として F・☆☆☆☆とする。
・屋外露出給水管（呼び径20以下のみ）は、保温厚50mmの防凍保温を行うこと。
※図に屋外露出部（給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。）は防凍保温を行う。
※保温仕様は保温厚と40mmとする。
・給水管をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。

19 防凍保温

20 塗 装

② 電 線

22	はつり及びあと 施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
23	管の埋設深さ	(1) 公道又は、道路管理者の指定する深さとする。 (2) 構内車道通路では、路盤材下面から管の上端まで600mmとする。 (3) その他の場所では、地表面(舗装する部分では路盤材下面)から管の上端まで300mmとする。
24	既設管分岐・接続	既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。
25	絶縁継手の設置 ・種別	※コンクリートの建築物に出入りする箇所付近の露出部配管 ※銅管と銅管及びこれに類する部分 ※銅管とステンレス管及びこれに類する部分 ※50A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ ・全て絶縁フランジ
26	天井仕上区分	() 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
27	他工事との 取合区分	スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。
28	施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。
29	保 険	受注者は工事目的物及び工事材料について契約工期の期間中、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。
30	配管識別	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。
31	墜落制止用器具 (フルハーネス型)	※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発0622第2号)による ・使用を要しない
32	誘導電動機	三相誘導電動機はJIS C 4213 (IE3) トップランナーモーターとする。
33	完成図書 の電子納品	完成図書の電子納品運用ガイドライン ※適用する ・適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。 また、完成図の中に主要機器一覧表(名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等)を記載すること。 市営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り製本4部とする。
34	そ の 他	(1) 本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。 (2) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 また、必要に応じて住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施する。 (3) 工期中、翌月の月間工程表を前月の20日までに監督員に提出する。 (4) 工期中、月毎の工事履行報告書を翌月7日までに監督員に提出する。 (5) 資材・製造所等選定報告書の提出は要さない。
①	共通事項	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。
②	改修部分の足場	本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 ・ 枠組足場 ・ (2) 外部足場 ※ A種(枠組足場) ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種 ※足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
③	既存部分養生・ 既存家具等養生	(1) 関係受注者と共用部分 ※別契約の関係受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。(種別は(2)による。) (2) 本工事で単独で必要となる養生は、下記による。 ※ビニールシート ・ 合板 ・
④	備品等の移動	・ 別途工事 ・ 本工事 ※接続配管等の取外し、接続は本工事
⑤	仮設間仕切り	(1) 関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。(種別は(2)による。) (2) 本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。 ※A種 単管下地全面シート張り ・
⑥	撤去後機材の扱い	(1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図表区分による。 (2) 撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生物として監督員に報告する。 それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分に申し、マニフェストを監督員に提出する。
⑦	支持金物の再使用	(1) インサート金物 ・ インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再使用できる ※新品 (2) 形鋼支持金物等 ・ 再使用できる ※新品
⑧	あと施工アンカー の種別	金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
9	フロン回収	冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。 ※破壊プラント搬入 ・ フロン再生後引き渡し ・ 未再生引き渡し 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき処理すること。
⑩	総 合 調 整	・全体再調整 ※改修部及び影響部のみ調整
11	既設基礎部の解体 はつり	建設機材は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。 現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。
12	アスベスト事前 調査結果の報告	全ての建築物、工物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告すること。
13	そ の 他	(1) 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。 (2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように締密に打合せを行うこと。

2023. 4

狭山市市営住宅狭山台さくら野団地エレベーター改修工事	お茶 喜 る ま ち 狭 山 市 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL : 04-2863-1111 (代) E-mail : kokyogatacity.sayama.saitama.jp	総務部公共施設管理課	機械設備工事特記仕様書	N/S	M-01
----------------------------	--	------------	-------------	-----	------

電気設備工事特記仕様書

- 1 工事概要

1.1 工事名

狭山市市営住宅狭山台さくら野団地エレベーター改修工事

1.2 工事場所

狭山市狭山台1丁目29番地の1

1.3 工期

契約日から令和年月日まで
令和年月日から令和年月日まで
現場施工期間
現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。

1.4 工事科目

(○印の付いたものを適用する)

・電灯設備

・動力設備

・電熱設備

・雷保護設備

・受変電設備

・電力貯蔵設備

・発電設備

・構内情報通信網設備

・構内交換設備

・情報表示設備

・映像、音響設備

・拡声設備（非常放送設備）

・誘導支援、呼出し設備

・テレビ共同受信設備

・テレビ電波障害防除設備

・監視カメラ設備

・駐車場管制設備

・防犯、入退室管理設備

・自動火災報知設備

・自動閉鎖設備

・電話配管設備

・中央監視制御設備

・医療関係設備

○昇降機設備

1.5 指定部分

○無・有（ 工期：令和 年 月 日）

1.6 主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）

1 専任期間の始期

請負契約締結の日から、(○現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間 ・令和 年 月 日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

2 専任期間の終期

工事成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

3 専任期間の中断

自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

1.7 建物概要

市営住宅

1.8 既設エレベーターの改修

（ご枠・乗場三方枠等一部既存部品を活用し、巻上機・制御盤カゴ内装・乗場内装・エレベーター機器の更新等）
上記工事に伴う建築工事及び電気工事
- 1.9 同時期発注の関連工事

建築工事 ・ 機械設備工事
- 2 工事仕様

2.1 共通仕様

（1）この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。

なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。

（2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。

（3）法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

2.2 特記仕様（特記事項の選択項目は、○印のついたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。
○印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。）

項 目	特 記 事 項
① 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図面に規定するもの又はこれと同等のものとする。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目に該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 関連する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
② 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
3 工事用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
④ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることができる。
⑤ 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
6 監督員事務所	本工事で ・ 設ける（規模 ） ※設けない
⑦ 保 険	受注者は工事目的物及び工事材料について契約工期の期間中、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
⑧ 再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
⑨ 建設リサイクル法の適用	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用について ※ 適用する（契約金額による） ・ 適用しない
10 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン ※ 適用する ・ 適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A 3 2折つり製本4部とする。
⑪ 発生材処理	引渡を要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 （構外搬出処理費は、※本工事 ・ 別途） （1）引渡しを要するもの（ ） （2）買取処分をするもの（銅屑・鉄屑） （3）再生資源化を図るもの（蛍光管） 蛍光管等は再資源化施設等に搬入し、全てリサイクルするものとする。 （4）特別管理産業廃棄物（ ） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。

⑫ 金属電線管の塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。 ただし、見えかきり部の塗装については監督員の指示による。 壁等の鍍金は、既存壁及び別途工事の鍍金との整合を極力図るものとする。				
⑬ 鍵					
14 地中電線路	（1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。 <table><tr><th>敷き均し土</th><th>管 種 別</th></tr><tr><td>良質土</td><td>硬質ビニル電線管（VE） 耐衝撃性塩化ビニル管（HIVE） 波付硬質合成樹脂管（FEP） ポリエチレン被覆鋼管（PLP）</td></tr></table> （2）地中電線路には、ケーブル埋設標及び標識シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の標識シートは図面特記による。 （3）地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面（舗装する部分では路盤材下面）から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。 ハンドホール、プルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、行先の表示を行う。 湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。 上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。 屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなし工法としてもよい。 漏電遮断器で保護されている電路と保護されていない電路のD種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のため、緑色、緑・黄又は緑・色帯で区別する。 埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。 契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監督員の了解を得た上で、 ・使用できる。 ※使用できない。 再生砂使用に先立ち、1購入あたり1機体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。	敷き均し土	管 種 別	良質土	硬質ビニル電線管（VE） 耐衝撃性塩化ビニル管（HIVE） 波付硬質合成樹脂管（FEP） ポリエチレン被覆鋼管（PLP）
敷き均し土	管 種 別				
良質土	硬質ビニル電線管（VE） 耐衝撃性塩化ビニル管（HIVE） 波付硬質合成樹脂管（FEP） ポリエチレン被覆鋼管（PLP）				
⑮ 回路の種別行先の表示					
⑯ 電線の接続					
17 電線管の接続					
⑰ 接地工事					
19 建設発生土の処理					
20 再生砂・再生アスコン					
⑱ 耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。 なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 （1）設計用水平地震力 機器の重量[kgf]に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。				

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防護支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中間階	水 槽 類（※1）	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	防護支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6

【備 考】（※1）：水槽類には、オイルタンク等を含む。
重要機器
・配電盤 ・発電装置（防災用） ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置
・交換機 ・火災報知器受信機 ・中央監視装置 ・太陽光発電装置
上層階の定義は次による。
2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
（2）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

⑳ あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 （原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。） あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。
㉑ はつり及びあと施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
㉒ 改修部分の足場	本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。 （1）内部足場 ※ 脚立足場 （2）外部足場 ※ A種（枠組足場）・B種・C種・D種・E種・F種 ※足場を設ける場合は、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基上で、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
㉓ 足場制止用器具（フルハーネス型）	※使用を要する 足場制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）による ・使用を要しない

26 アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。
㉑ その他	（1）施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。 （2）本工事に使用する製作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承諾後製作する。 （3）本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。 （4）本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。 （5）特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 （6）改修工事等を施工する場合、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前後に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。 （7）受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように締密に打合せを行うこと。 （8）本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。 （9）特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 （10）工事に先立ち、監督員と打合せの上、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。また、必要に応じて住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施する。 （11）工期中、翌月の月間工程表を前月の20日までに監督員に提出する。 （12）工期中、月毎の工事履行報告書を翌月7日までに監督員に提出する。 （13）資材・製造所等選定報告書の提出は要さない。 （14）検査を受けて使用すべき工事材料等は、監督員が指定するものとする。 以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

項 目	特 記 事 項
① 電灯設備	（1）配線器具 スイッチ・壁付コンセント(2P15A)は適用形とする。なお、2ロコンセントは模式を使用してもよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。 ただし、市営住宅における住戸内のフラッシュプレートについては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。 （2）照明器具 防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものとする。 （3）照度測定 電気設備工事に際し、新営工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をJIS C 7612「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること。 （4）分電盤 分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。 （5）継接 天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗りしろカバーと仕上り面とが10mm程度以上離れる場合は継接を使用する。ただし、ボード張りで、ボード裏面と塗りしろカバーの間の隙が離れないように施工した場合は、継接を必要としない。 （6）位置ボックスの省略 ケーブルこらがし配線で、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略してもよい。
② 動力設備	（1）動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は1負荷につきU・V・W・Eの4Pを原則とする。 （2）電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。
3 雷保護設備	受雷部突針はLR1とする。
4 受変電設備	高 圧 引 込 引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。 高圧ケーブル端末部はシースずれ防止対策を施す。 （端末処理 ・ 耐塩用 ・ 一般用 ） 受 電 電 圧 柱上用高圧電圧 負荷開閉器（PAS） 主 遮 断 装 置 変圧器設備容量 交流3相3線式 6.6kV 50Hz 定格電圧 7.2kV 定格電流 A 定格電圧 kV 定格遮断電流 kA 動力用 kVA x 台 電灯用 kVA x 台 高圧進相コンデンサ kVar x 台 直列リアクトル ・ 6％ ・ 13％ kVar x 台
⑤ 構内情報通信網設備	ネットワーク機器を盤内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。
6 電力貯蔵設備	・直流電源装置 ・交流無停電電源装置 ・（概要）
7 発電設備	・ディーゼル発電装置 ・ ガスエンジン発電装置 ・ ガスタービン発電装置 ・ マイクロガスタービン発電装置 ・ 燃料電池発電装置 ・ 熱供給（コージェネレーション）発電装置 ・ 太陽光発電装置 ・ 風力発電装置 ・ （概要）

項 目	特 記 事 項
8 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、拡声設備（非常放送設備）	（1）所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 （2）総合盤内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 （3）ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
⑩ 昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。 なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

2.4 取付高さ			
壁付、壁掛けの機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。			
名 称	測 点	取付高さ (mm)	
		一 般	県営住宅
スイッチ (一般)	床上～中心	1,300	1,200
〃 (身体障害者用)	〃	1,100	1,000
〃 (人感センサー切換用)	〃	2,000	2,000
ｺﾝﾍﾞｯﾄ、電話用ｱｸｼｮﾝ、直列ｺﾝﾍﾞｯﾄ (一般)	〃	300	400
〃 (和室)	〃	150	200
〃 (台所)	台上～中心	150	500
防水型ｺﾝｾﾝﾄ	床上～中心	500	500
分電盤、制御盤、開閉器箱	〃	(上端1,900以下)1,500	(上端1,900以下)1,500
呼出ボタン (身体障害者用)	〃	900	900
復帰ボタン ()	〃	1,800	1,800
廊下表示灯 ()	〃	2,000	2,000
端子盤	〃	(上端1,900以下)1,500	2,000

- 3 その他
- 3.1 他工事との取合区分

発注図又は工事区分表による。
- 3.2 図面上の縮尺

図面上の縮尺は、JIS A1版とし縮尺とする。
- 3.3 疑義

本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書
第1条 この特記仕様書は、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。 第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。 ・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） m3 ・中間処理施設 市 地内、（株） ・処理方法 ・中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は溶融含まず） ・中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は溶融を含む） 第2条 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。 第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。 第2条 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。 第3条 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。 第4条 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。 第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。 第2条 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。 第5条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。 第2条 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。 第3条 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

昇降機の適切な維持管理に係る特記仕様書
第1条 この特記仕様書は、昇降機設備工事（新設、増設又は更新）において、昇降機を常時適法な状態に維持できるよう必要な事項を定める。なお、この特記仕様書に記載されていない事項は、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（平成28年2月19日付け国土交通省住宅局建築指導課）による。 第2条 この特記仕様書における用語の定義は、次の各号による。 2 昇降機とは、本工事で施工した昇降機設備をいう。 3 発注者とは、本工事の発注者をいう。 4 受注者とは、本工事の受注者をいう。 5 製造者とは、昇降機の製造者をいう。 6 管理者とは、昇降機の引渡しを受け、施設管理を行う者をいう。 7 保守点検受注者とは、管理者からの委託により、保守・点検業務を受注した者をいう。 第3条 製造者または受注者は、次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。 2 製造者は、製造した昇降機の部品等を、昇降機の引渡しから起算して耐用年数を勘案して適切な期間供給すること。 3 製造者は、適切な維持管理を行うことができるよう、管理者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するとともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。 4 製造者は、保守点検受注者からの依頼に対し協力すること。 5 受注者は、製造者に対し、前各号の規定を遵守するよう要請すること。 第4条 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

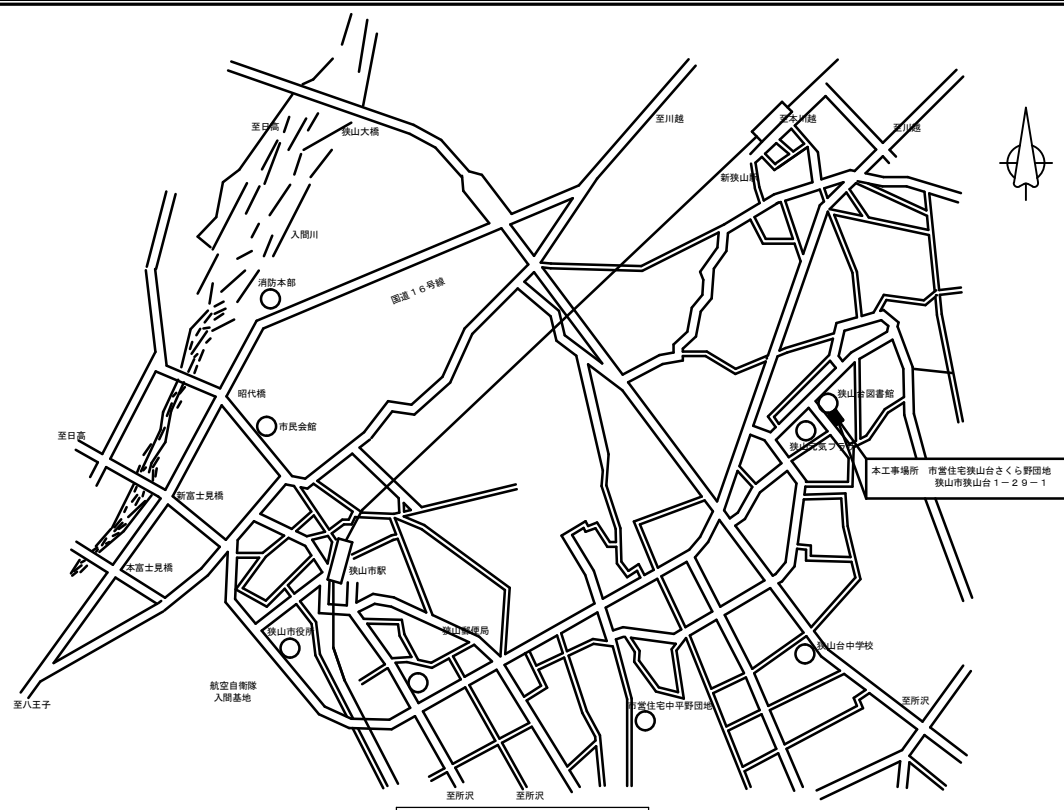
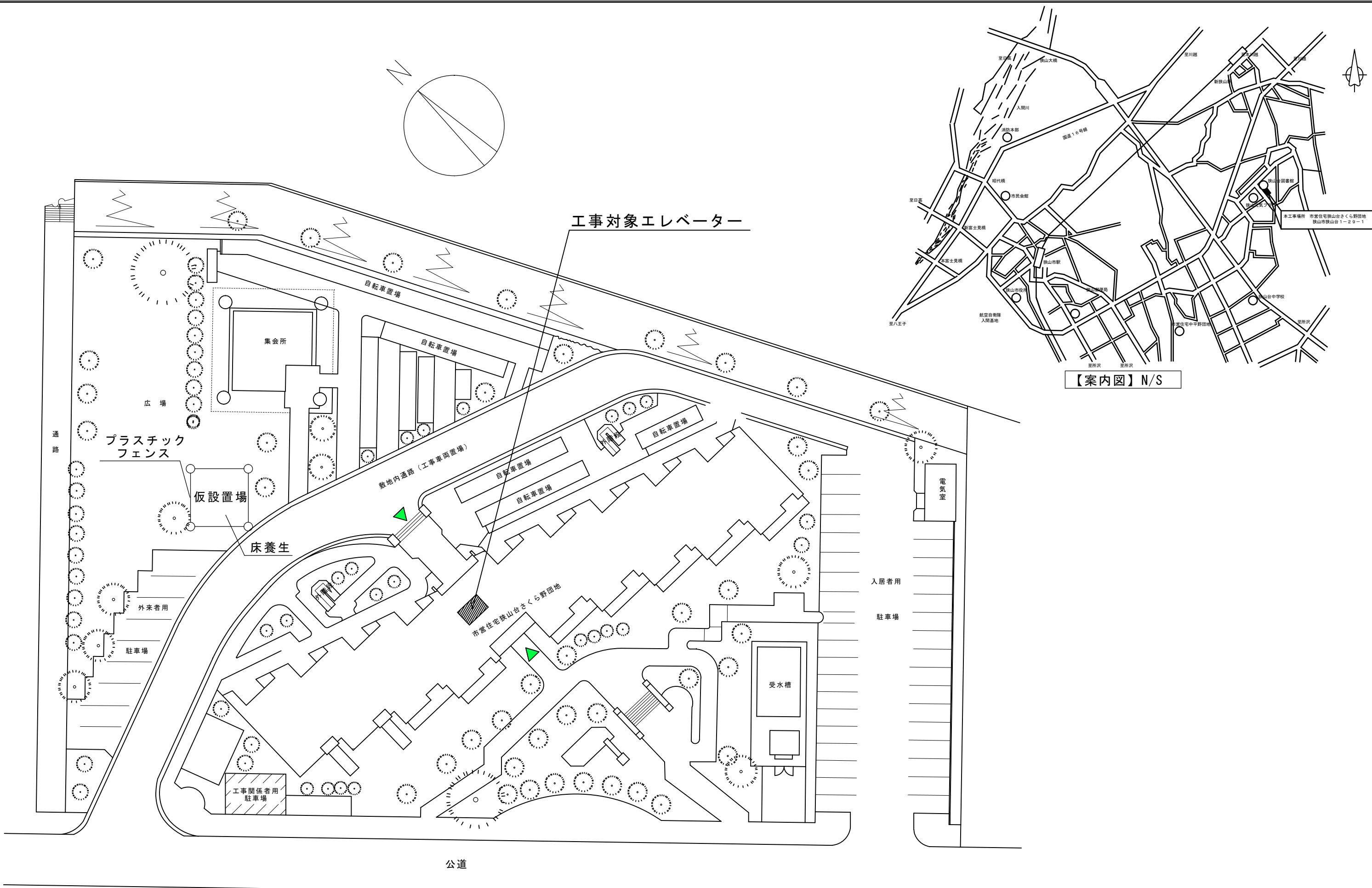
官公庁等打ち合わせ機関
建築： 昇降機：狭山市 都市建設部 建築審査課 施設管理者：狭山市 都市建設部 市街地整備課 電力会社： 電話会社： ケーブルテレビ会社： 消防本部：埼玉県消防局 警防部予防課 狭山室（狭山消防署）



改修前・後一覧

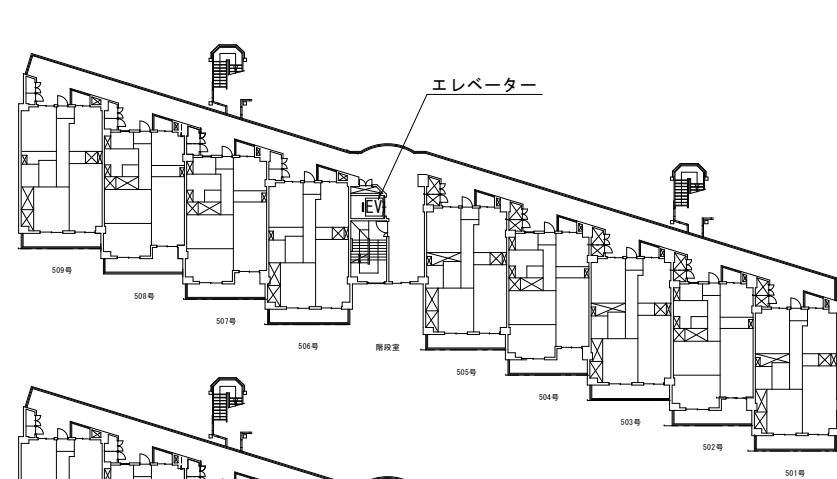
項目			仕様		
				既存利用	撤去新設
【乗場仕様】					
三方枡		全階	既設品使用（現地化粧シート貼り）	○	
ドア	ドアパネル	1階	鋼板化粧シート貼（一般）		○
		2～10階	鋼板化粧シート貼（一般）		○
	防犯窓	全階	大型サイズ（網入り面一、幅200mm×高さ1300mm）		○
敷居		全階	既設品使用	○	
インジケーターボタン	ボタン	全階	抗菌凸文字ボタン（D-23）（アンバー）		○
	インジケーター	全階	角窓ドットデジタル（アンバー）		○
	フェースプレート	全階	標準ステンレス製ヘアライン、専用ボタン一体		○
【かご仕様】					
天井照明	照明		スタンダード（STD-11）、化粧鋼板、LED昼光色		○
	停電灯		有		○
換気装置			ファン		○
リターンパネル			ステンレス製ヘアライン		○
出入口柱			ステンレス製ヘアライン		○
ドア	ドアパネル		化粧鋼板		○
ドア	防犯窓		大型サイズ（網入り面一、幅200mm×高さ1300mm）		○
幕板			化粧鋼板		○
側板	側板パネル		化粧鋼板		○
幅木			ステンレス製ヘアライン		○
床			非塩ビ系タイル（t2）		○
敷居			既設品使用	○	
インジケーター			操作盤組込		○
主操作盤	ボタン		抗菌凸文字ボタン（D-23）（アンバー）		○
	インジケーター		角窓ドットデジタル（アンバー）		○
	フェースプレート		標準（広角ミラー付）ステンレス製ヘアライン		○
	付加仕様		非常呼ボタン透明ガード付（ポリカーボネート製、スイング式）		○
かご室付加仕様	ドア安全装置		機械式（片側）		○
			2D多光軸（マルチビーム）		○
	トランク		標準品		○
	防犯カメラ		記録装置内蔵カメラ、映像確認装置付	○	
	保護マット		磁石式保護マット（分割形）、標準職（高さ1800mm）		○
	床マット		ゴムマット、標準色		○

項目		仕様		
			既存利用	撤去新設
【福祉仕様】				
専用乗場ボタン	ボタン	全階 抗菌凸文字ボタン（D-23）（アンバー）		○
	フェースプレート	全階 他用品組込		○
かご内横型主操作盤	ボタン	抗菌凸文字ボタン（D-23）（アンバー）		○
	インジケーター	角窓ドットデジタル（アンバー）		○
	フェースプレート	標準ステンレス製ヘアライン		○
かご内横型副操作盤	ボタン	抗菌凸文字ボタン（D-23）（アンバー）		○
	インジケーター	角窓ドットデジタル（アンバー）		○
	フェースプレート	標準ステンレス製ヘアライン		○
かご内鏡		標準ステンレス製鏡面3分割（W600×H1600×トランク付用）		○
かご手摺り（側面）		ステンレス製ユニバーサル手摺（Φ38、ヘアライン仕上）、2方向		○
戸開放時間		標準時間（10秒）		○
用品オプション		点字銘板（ステンレス製貼付）		○
		専用主・副操作盤の非常予備ボタンの透明ガード付、スイング式		○
【その他付加仕様】				
銘板		点字銘板（ステンレス製貼付）		○
パーキング機能		パーキング機能（SW2点）		○
ノイズフィルター・回生電力機能		高調波対策付		○
ホームランディング		ホームランディング階：1、切替スイッチ有		○
防音・防振対策		そらせ組込型		○
ビット深さ		1850mm	-	-
オーバーヘッド		4630mm	-	-
無償保守期間		無	○	-

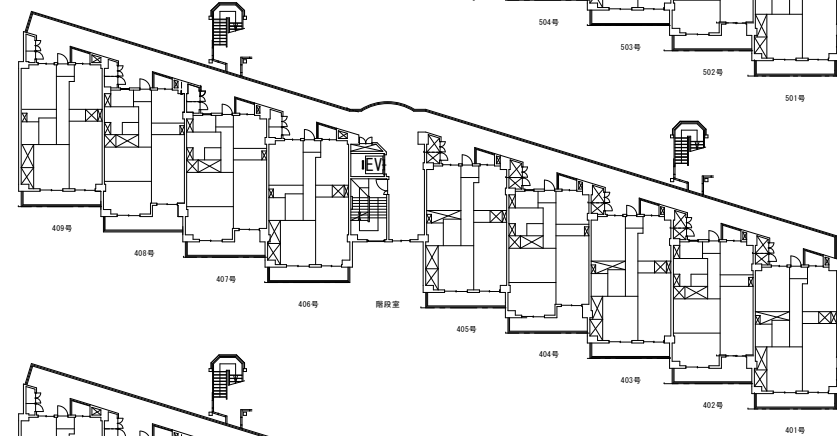


【案内図】N/S

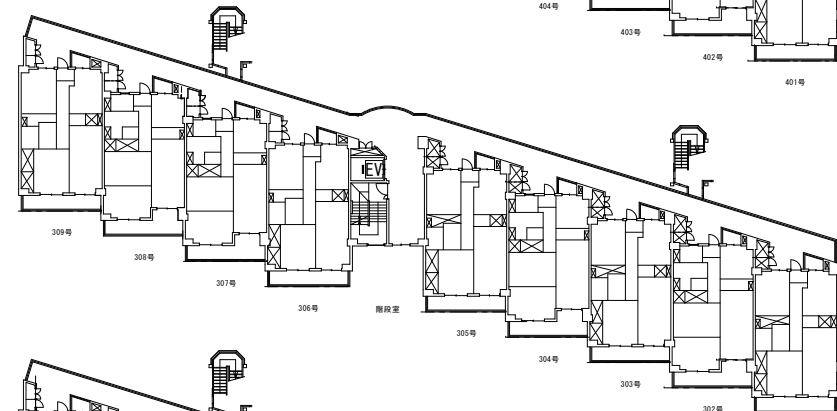
配置図 1/200



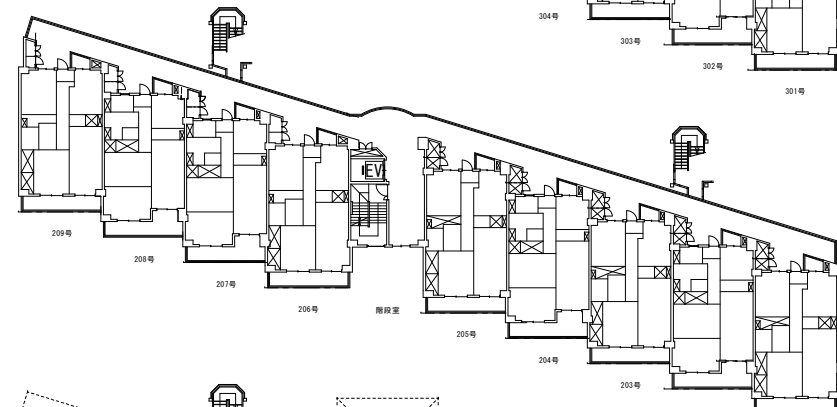
【 5 階平面図】



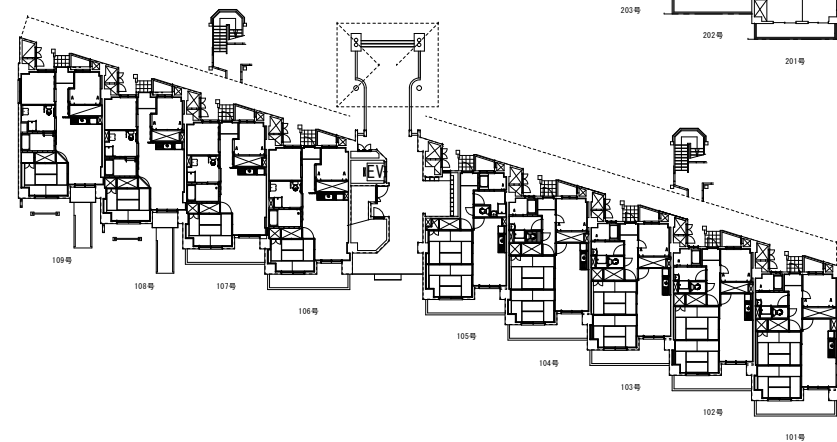
【 4 階平面図】



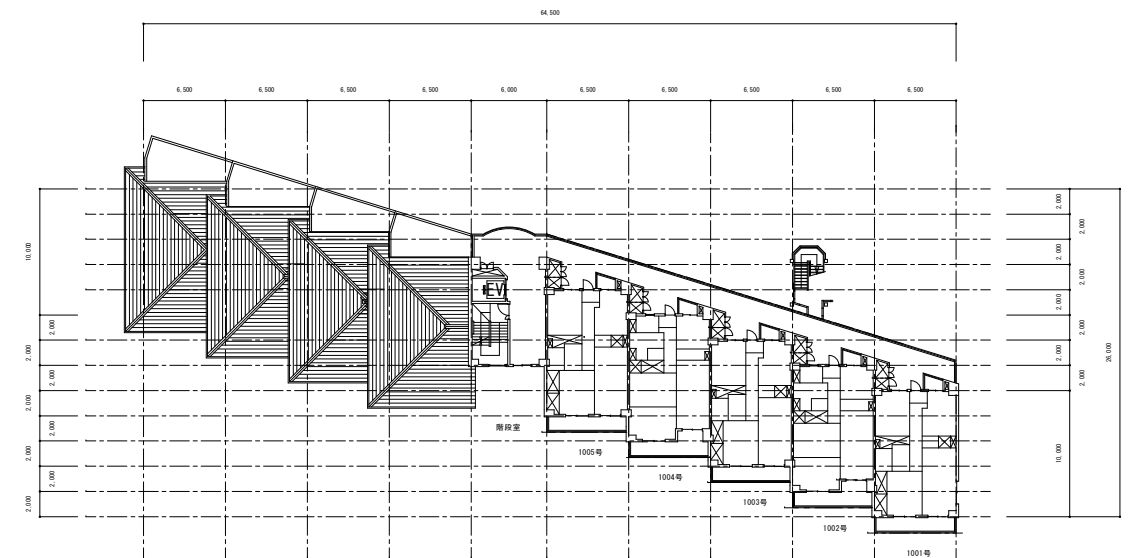
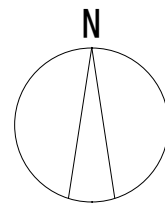
【 3 階平面図】



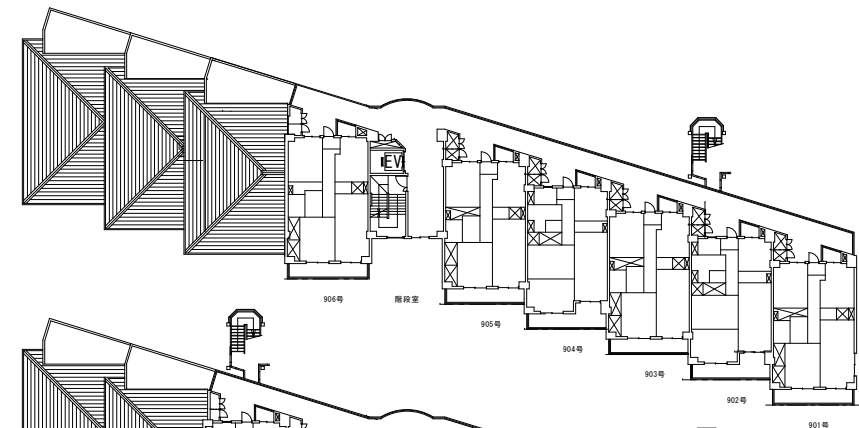
【 2 階平面図】



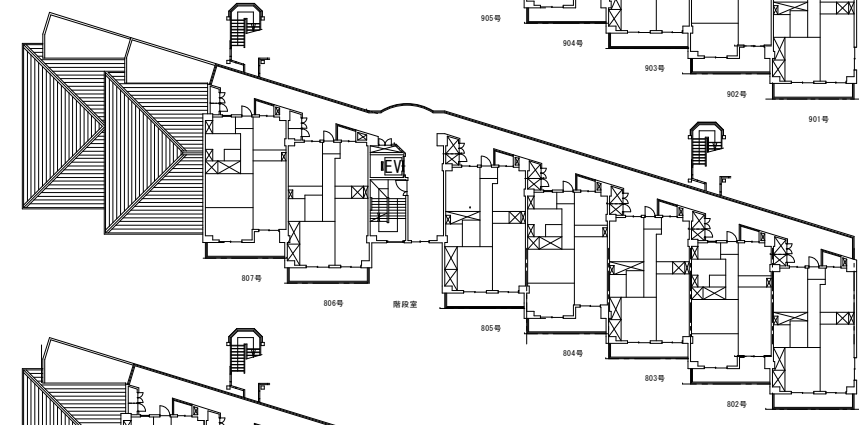
【 1 階平面図】



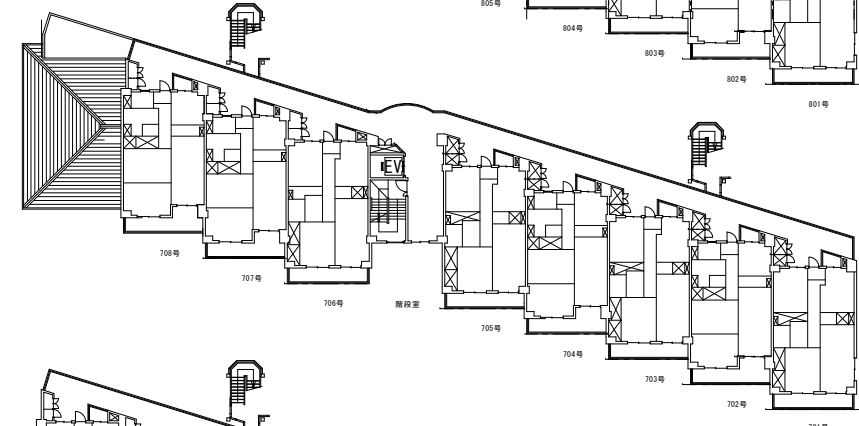
【 1 0 階平面図】



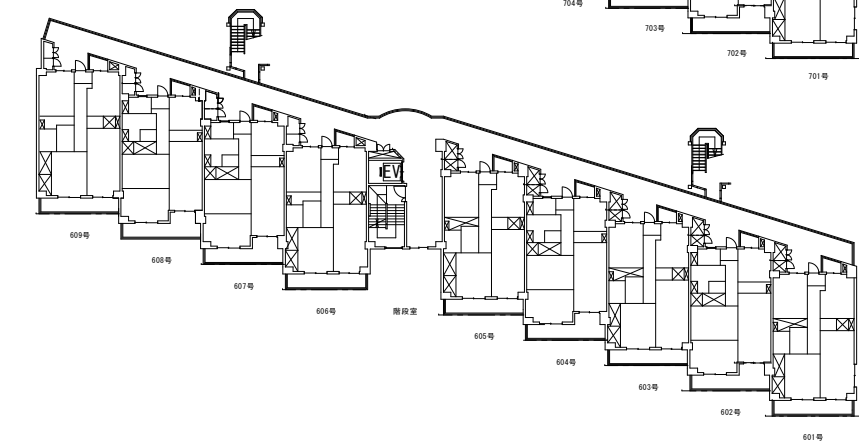
【 9 階平面図】



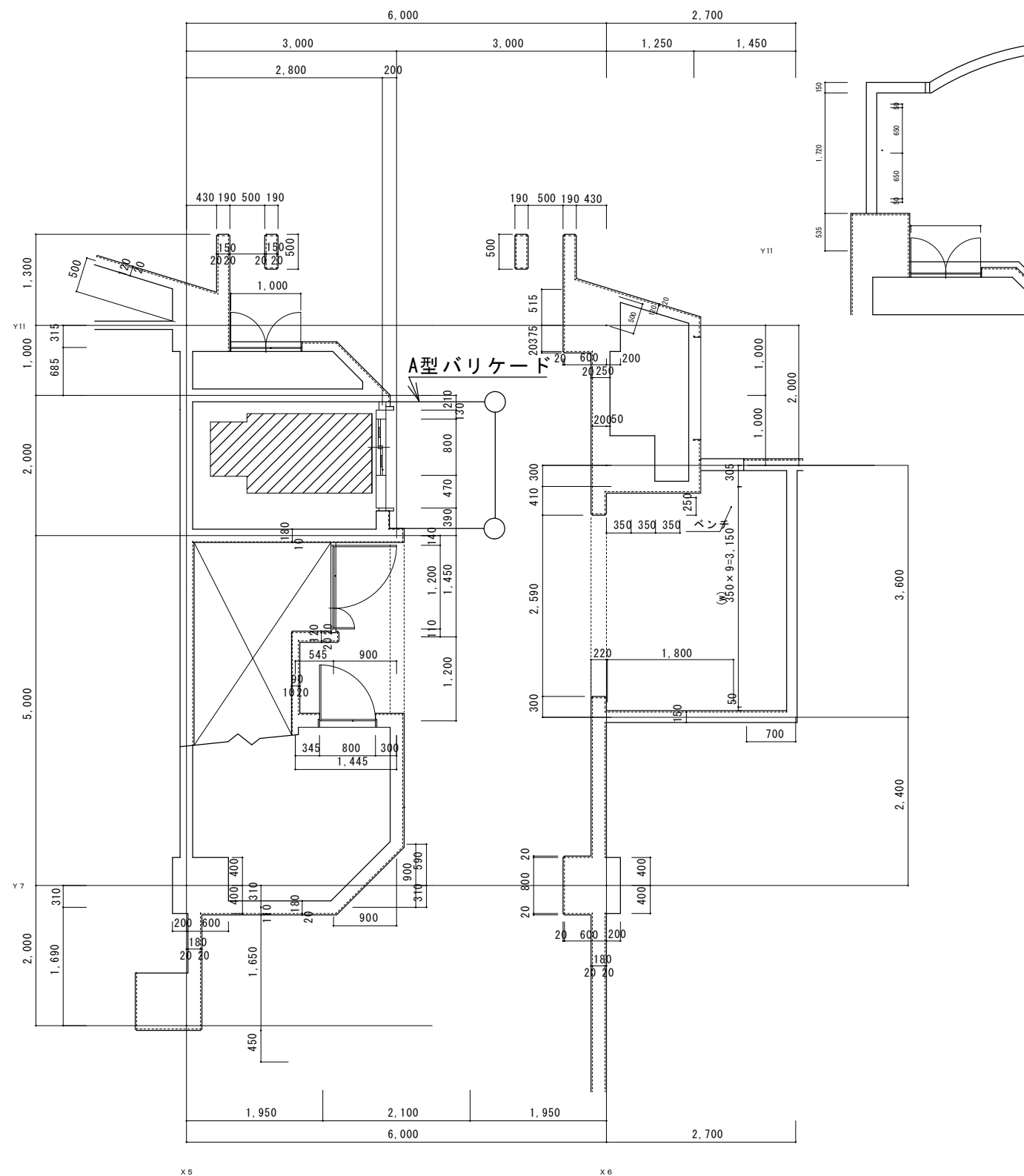
【 8 階平面図】



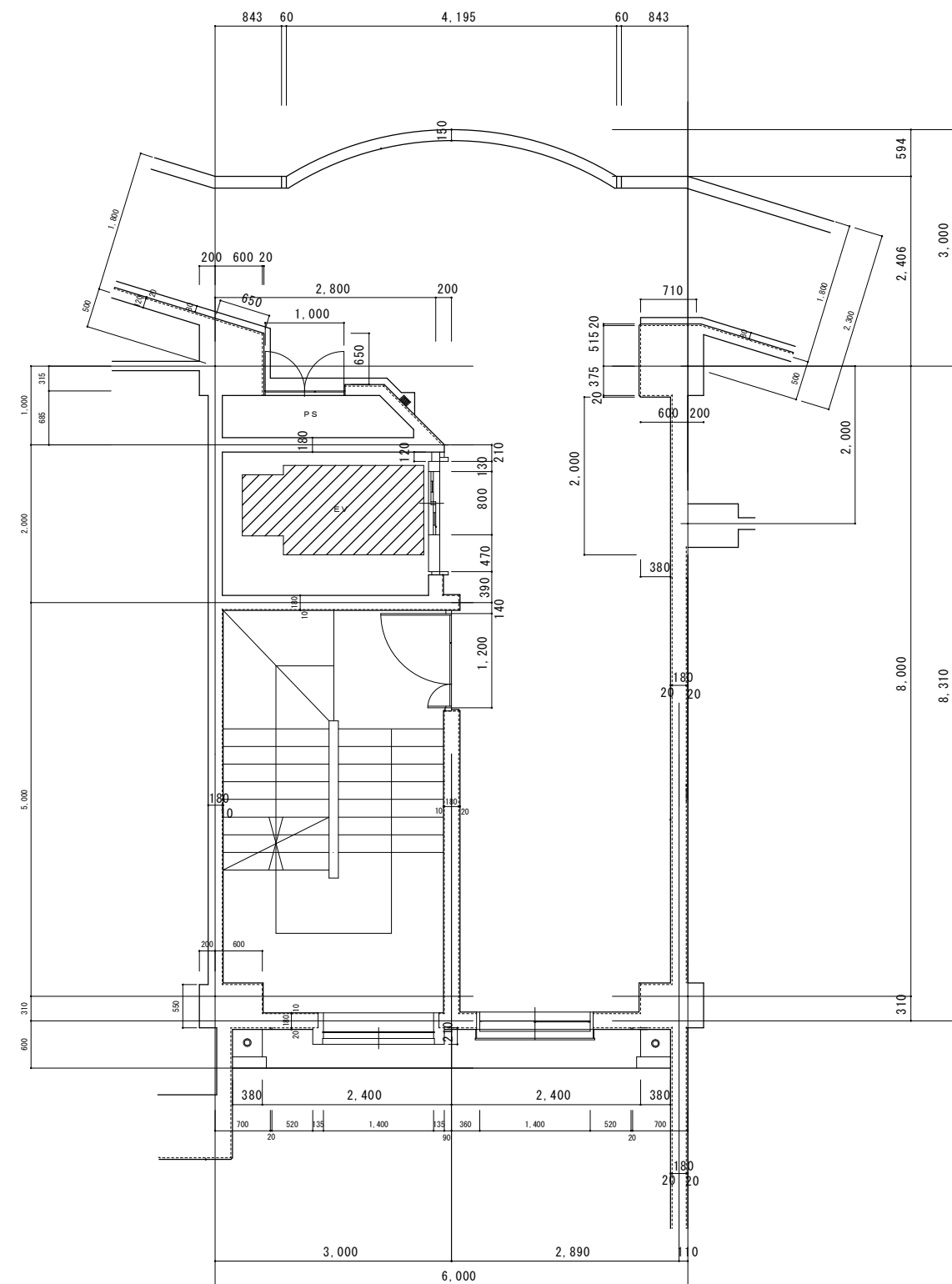
【 7 階平面図】



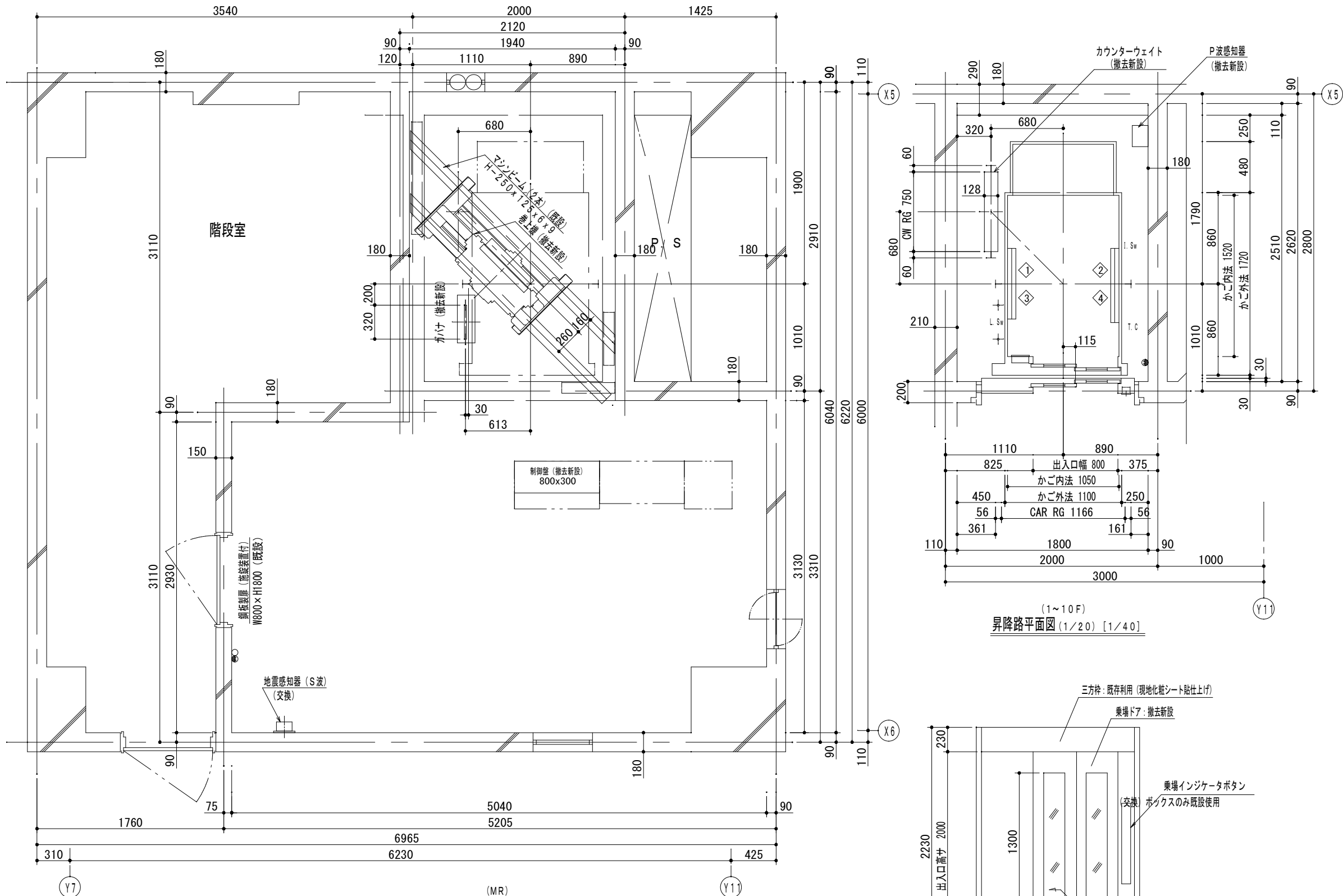
【 6 階平面図】



1階

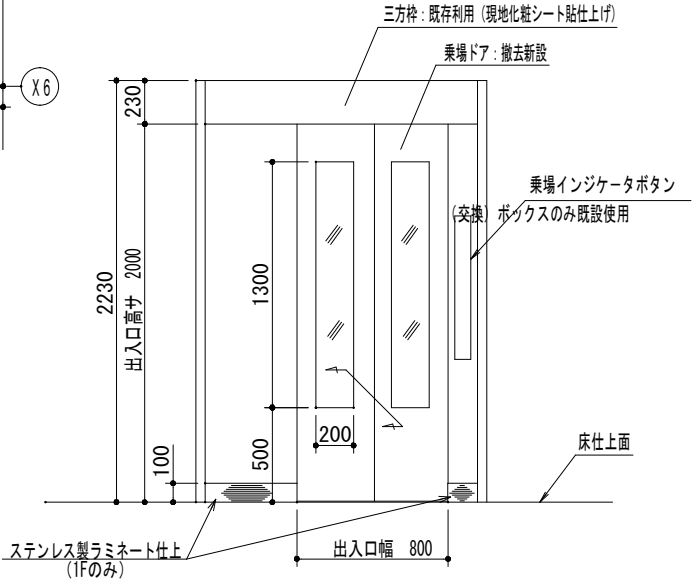
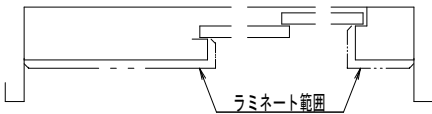


2階～10階



エレベーター仕様	
号機名 (台数)	1号機 (1台)
用途 (形式)	乗用 トラック付、車いす仕様
積載量 (定員)	600kg (9人)
速度	90m/min
制御方式	交流インバータ制御方式
操作方式	乗合全自動方式
停止ヶ所・出入口方向	(1~10F) 10ヶ所 1方向
かご内法 (WxDxH)	1050mmX1520mmX2300mm
出入口寸法 (WxH)	800mmX2000mm
ドア方式	2枚戸片開き (電動式)
電動機容量	AC-5.6kW
電源	動力 三相3線 200V 50Hz
	照明 単相 100V 50Hz
管制運転	地震時 有 全自動形 (P波+S波感知器 (3段検知) リスタート機能付)
	長周期地震対策 長周期地震対策付
地震感知器	P・S波地震感知器 (普通版)
火災時	有 (将来対応) (火報盤改造・連動配線 別途)
自家発時	無
浸水時/冠水時	有 全自動形 (ピット冠水時 (指定階))
停電時自動着床装置	有 (トランダー)
耐震クラス	A14 (新安全基準対応 (戸開走行保護装置付))
かご内連絡装置	6V同時通話式インターホン単局用観機2台
特記事項	
・制御リニューアル (デラックスプラン) ・新安全基準対応 (戸開走行保護装置付) ・スタンダード天井 ・防犯窓 (網入り面一、大窓) ・非常呼びボタンカバー付 (樹脂製) ・機械式ドアセフティ付 (片側) ・2D多光軸 (マルチビーム) ドアセフティ ・防犯カメラ付 (既設品使用) ・磁石式保護マット付 ・床マット付 ・車いす仕様 ・専用乗場ボタン (乗場インジケータボタン組込み) かご内車用操作盤 かご内鏡 かご手摺 ・視覚障がい者対応 (音声案内装置、点字鏡板) ・故障検出回路 ・高調波対策 ・ホームランディング	
R012732 (RB)	

(1~10F)	
三方枠	既設品使用 (現地化粧シート貼り)
付枠	既設品使用 (現地化粧シート貼り)
乗場ドア	鋼板化粧シート貼 (一般)
防犯窓	網入ガラス (t6.8) (JIS R3204) とフロートガラス (t3.0) (JIS R3202) を合わせたもの・大窓 [ドア面と面一]
敷居	既設品使用



出入口正面図 (1/20) [1/40]

(主) かご操作盤	
表示部	樹脂製（スモーク）
方向灯	点灯時（アンバー色）、〔LED、ドット式〕
位置灯	点灯時（アンバー色）、〔LEDデジタル、ドット式〕
表示灯	点灯時（赤色）、〔LED〕
定格文字	文字（白色）
連絡装置	インターホン（同時通話式）
非常呼ボタン	抗菌仕様 樹脂製（赤色）、絵文字（乳白色）、文字（白色）、枠（白色）
非常呼ボタンガード	透明樹脂
非常呼ボタン銘板	銘板貼付、地色（銀色）、文字（黒色）
行先階ボタン	抗菌仕様 樹脂製（黒色）、文字（乳白色）、枠（白色） 応答時〔アンバー色、文字点灯〕、〔LED〕
戸開ボタン	抗菌仕様 樹脂製（緑色）、絵文字（乳白色）、文字（白色）、枠（白色） 応答時〔アンバー色、絵文字点灯〕、〔LED〕
戸閉ボタン	抗菌仕様 樹脂製（黒色）、絵文字（乳白色）、文字（白色）、枠（白色） 応答時〔アンバー色、絵文字点灯〕、〔LED〕
点字銘板	ステンレス製
上部プレート	ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン）
ハーフミラープレート	広角ミラー 樹脂鏡面仕上
操作プレート	ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン）
スイッチボックスプレート	ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン）
説明文	銘板貼付、地色（銀色）、文字（黒色）
下部プレート	ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン）
(主・副) 専用操作盤	
表示部	樹脂製（スモーク）
方向灯	点灯時（アンバー色）、〔LED、ドット式〕
位置灯	点灯時（アンバー色）、〔LEDデジタル、ドット式〕
連絡装置	インターホン（同時通話式）
非常呼ボタン	抗菌仕様 樹脂製（赤色）、絵文字（乳白色）、文字（白色）、枠（白色）
非常呼ボタンガード	透明樹脂
非常呼ボタン銘板	銘板貼付、地色（銀色）、文字（黒色）
戸開ボタン	抗菌仕様 樹脂製（緑色）、絵文字（乳白色）、文字（白色）、枠（白色） 応答時〔アンバー色、絵文字点灯〕、〔LED〕
戸閉ボタン	抗菌仕様 樹脂製（黒色）、絵文字（乳白色）、文字（白色）、枠（白色） 応答時〔アンバー色、絵文字点灯〕、〔LED〕
行先階ボタン	抗菌仕様 樹脂製（黒色）、文字（乳白色）、枠（白色） 応答時〔アンバー色、文字点灯〕、〔LED〕
点字銘板	ステンレス製
シンボルマーク	銘板貼付 地色（青色）、絵文字（銀色）
フェースプレート	ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン）

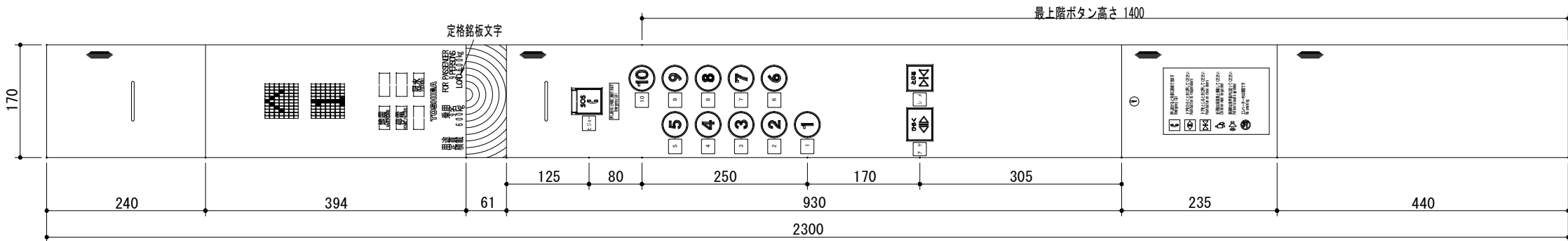
1. 実際の板下文字とは、図形文字の為若干異なる。
2. 文字詳細は、文字書体集での確認による。

用途
定員
積載

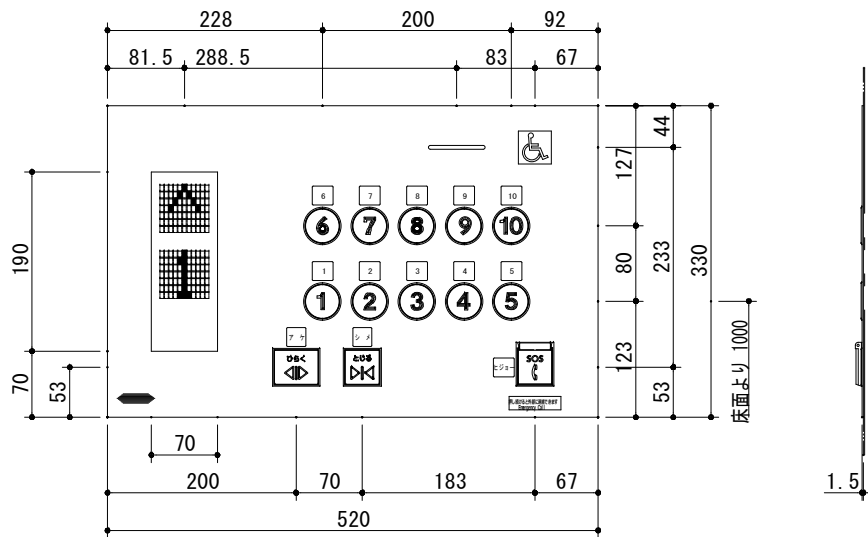
乗用
9名
600kg

FOR PASSENGER
9 PERSONS
LOAD 600kg

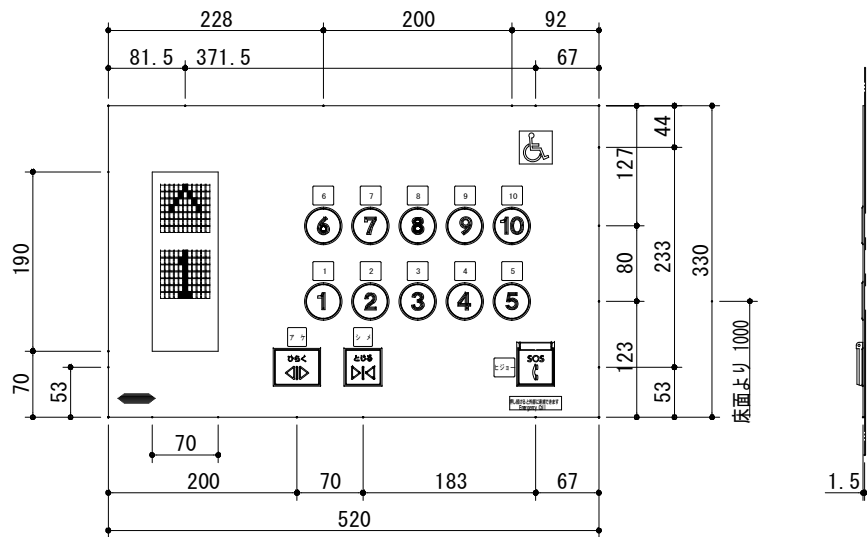
定格銘板文字



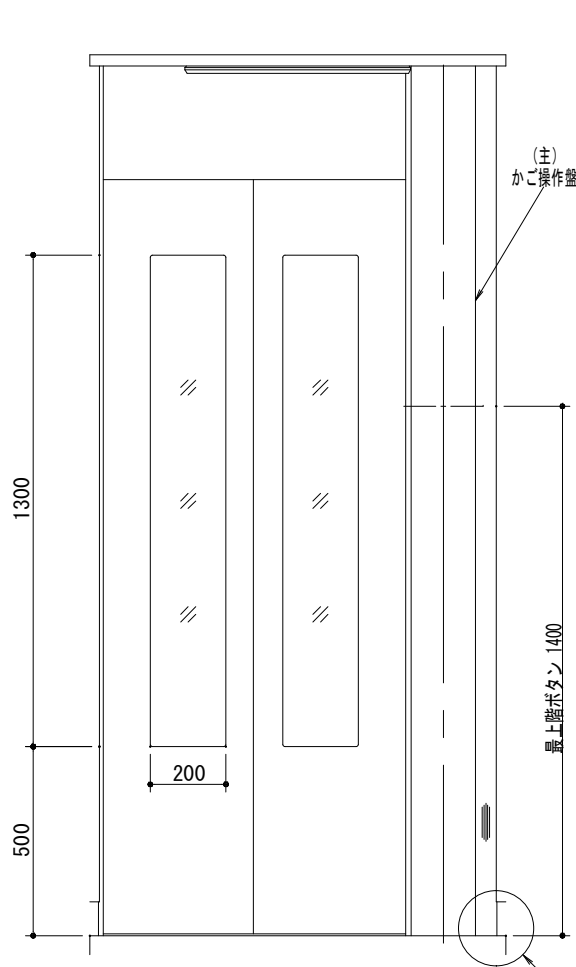
(主) かご操作盤



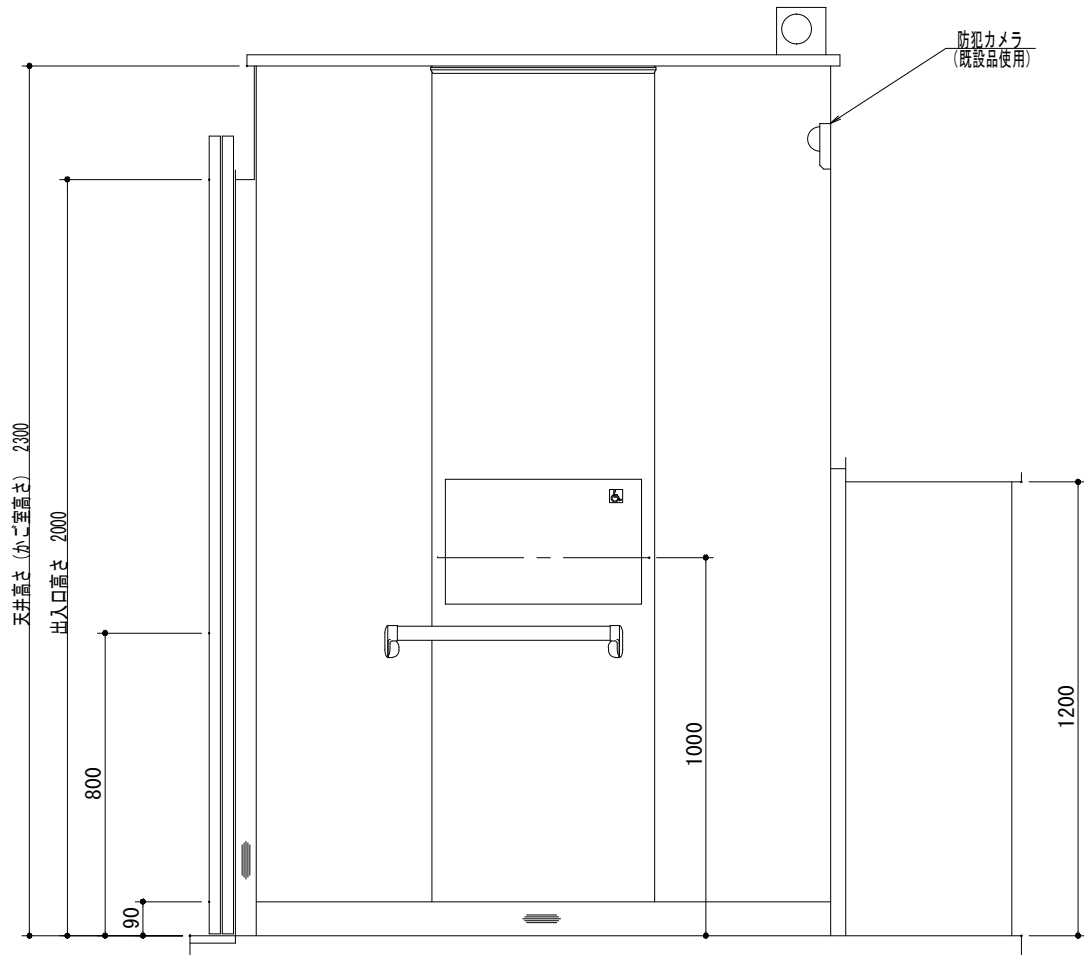
(主) 専用操作盤



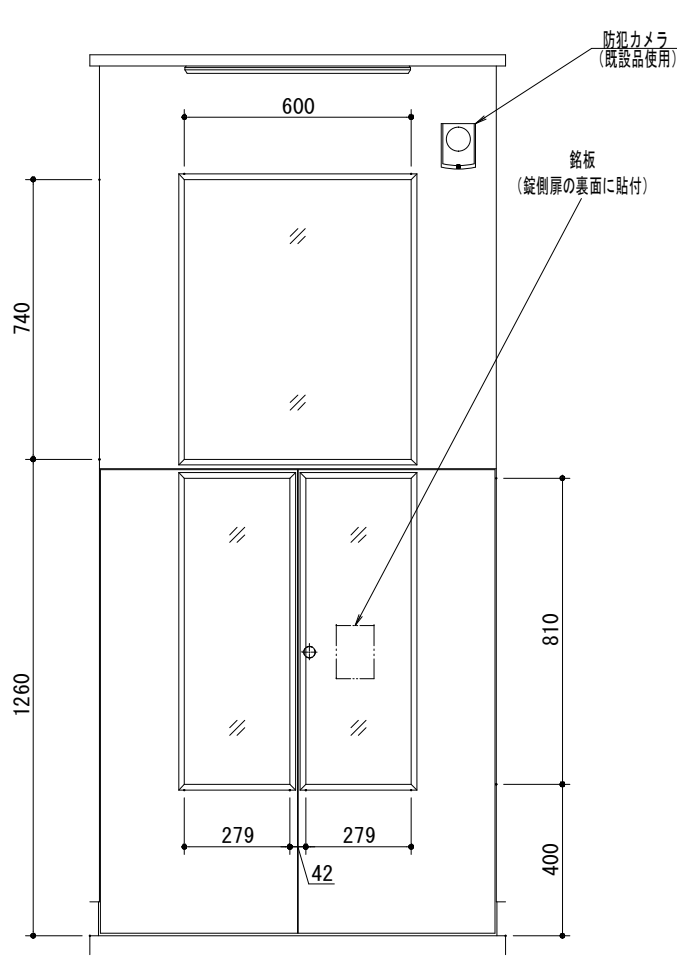
(副) 専用操作盤



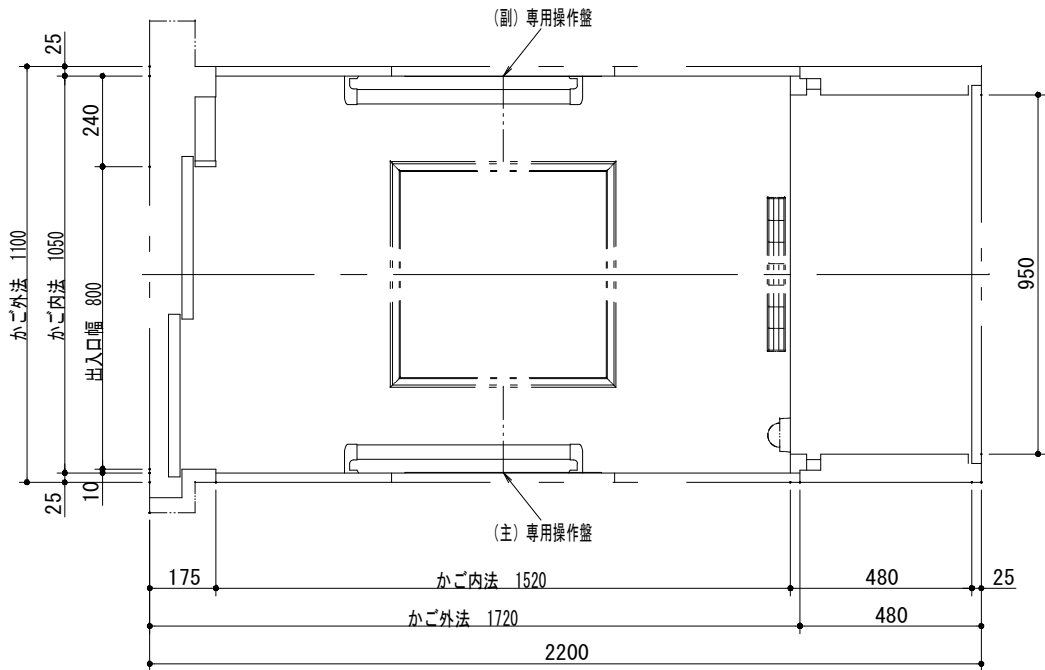
正面図 (1/20)



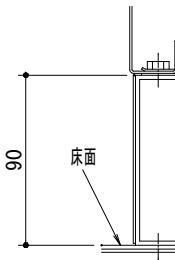
側面図 (1/20)



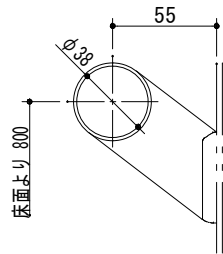
背面図 (1/20)



平面図 (1/20)

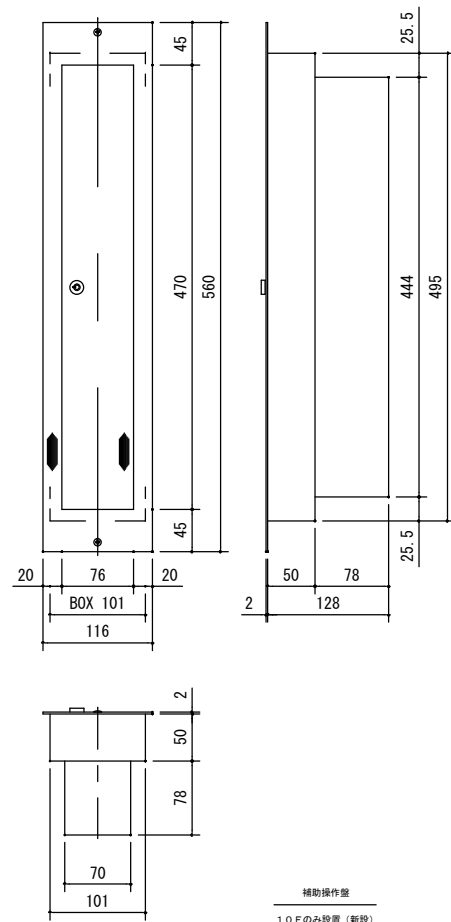
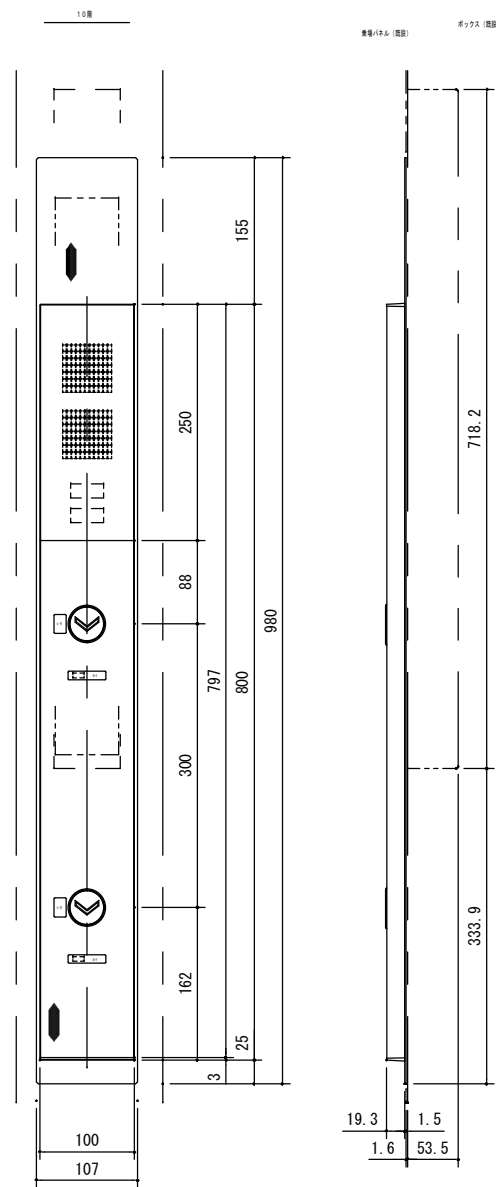
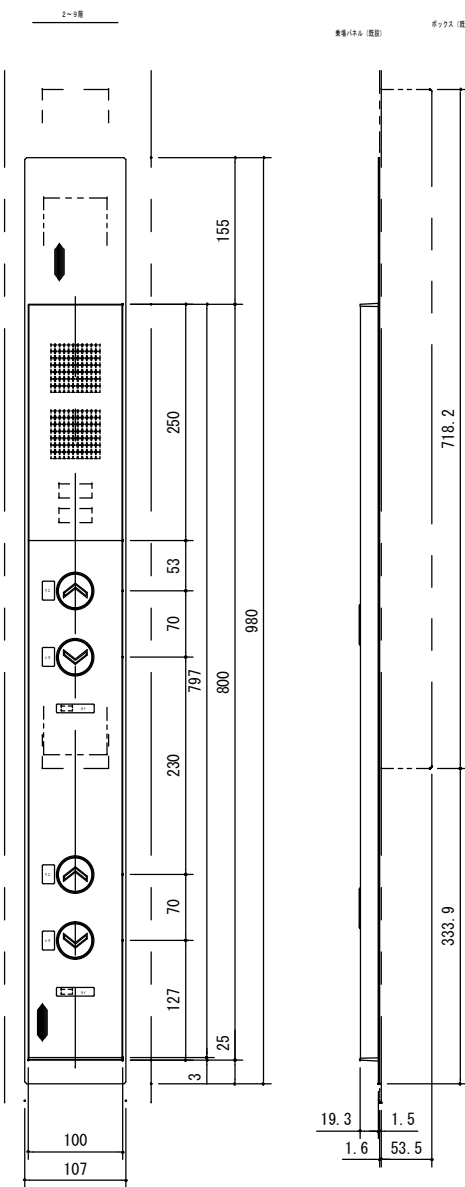
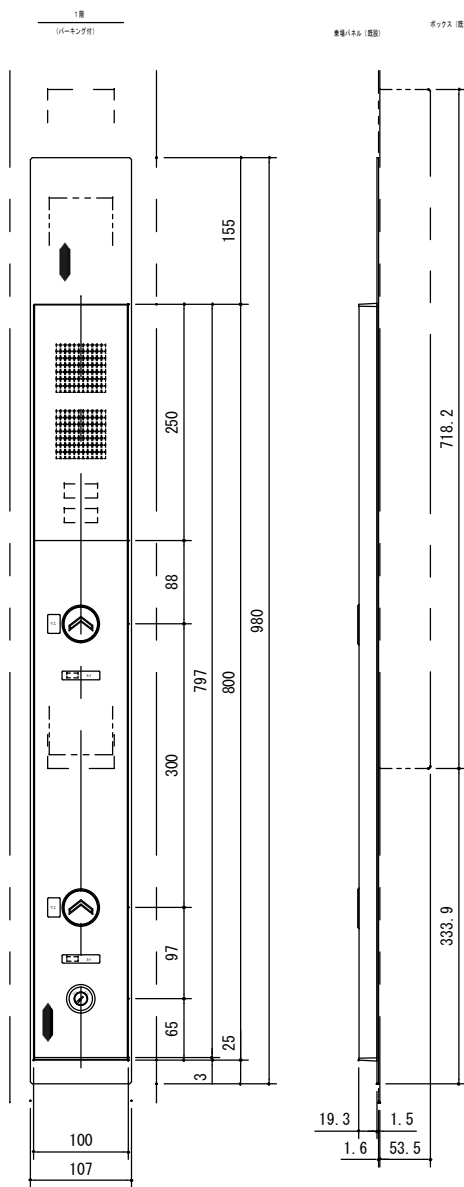
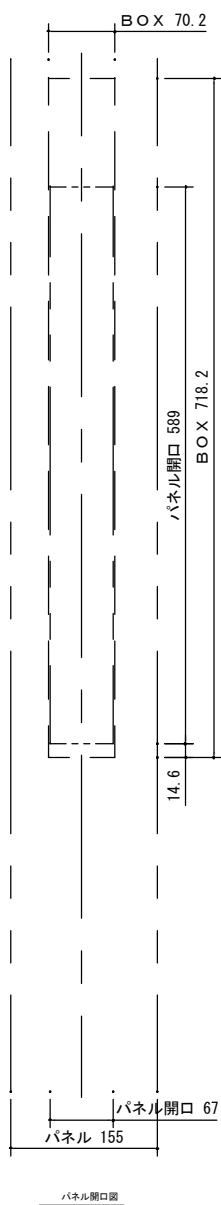


A部詳細
(1/2) [1/4]



手摺詳細
(1/2) [1/4]

天井	〔照明部〕導光板LED昼光色照明 〔天井面〕化粧鋼板
照明	LED
停電灯	LED (兼用)
出入口柱	ステンレス製ヘアライン仕上
リターンパネル	ステンレス製ヘアライン仕上
かご扉	化粧鋼板
防犯窓	網入ガラス (t6. 8) (JIS R3204) とフロートガラス (t3. 0) (JIS R3202) を合わせたもの・大窓 [ドア面と面ー]
側板	化粧鋼板
幕板	化粧鋼板
幅木	ステンレス製ヘアライン仕上
床	非塩ビ系タイル (t2)
敷居	既設品使用
換気方式	横流ファン
鏡	ステンレス製鏡面仕上
手摺	ステンレス製 端部: 亜鉛ダイカストニッケルメッキサンドブラスト仕上
トランク扉	化粧鋼板 [観音開き (鍵付)]
かご内防犯用カメラ	既設品使用
備考	・機械式ドアセフティ (片側) ・2D多光軸 (マルチビーム) ドアセフティ ・磁石式保護マット ・床マット

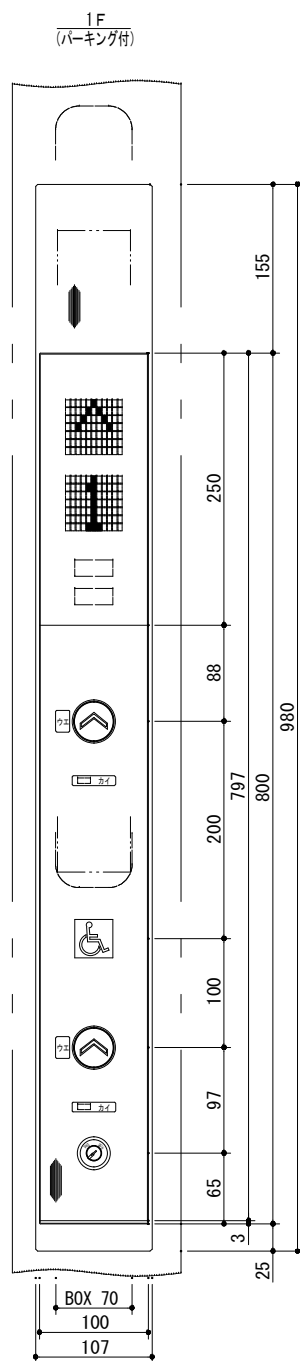


階床名	1F
アダプタープレート	ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン）
プレート	ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン）
下プレート	樹脂製（黒色）
表示部	樹脂製（スモーク）
方向灯	点灯時【アンバー色】、〔LED、ドット式〕
位置灯	点灯時【アンバー色】、〔LEDデジタル、ドット式〕
呼ボタン	抗菌仕様 樹脂製（黒色）、矢印（乳白色）、枠（白色） 応答時【アンバー色、矢印点灯】、〔LED〕
パーキング スイッチ	キースイッチ
点字銘板	ステンレス製

階床名	2F、3F、4F、5F、6F、7F 8F、9F
アダプタープレート	ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン）
プレート	ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン）
下プレート	樹脂製（黒色）
表示部	樹脂製（スモーク）
方向灯	点灯時【アンバー色】、〔LED、ドット式〕
位置灯	点灯時【アンバー色】、〔LEDデジタル、ドット式〕
呼ボタン	抗菌仕様 樹脂製（黒色）、矢印（乳白色）、枠（白色） 応答時【アンバー色、矢印点灯】、〔LED〕
点字銘板	ステンレス製

階床名	10F
アダプタープレート	ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン）
プレート	ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン）
下プレート	樹脂製（黒色）
表示部	樹脂製（スモーク）
方向灯	点灯時【アンバー色】、〔LED、ドット式〕
位置灯	点灯時【アンバー色】、〔LEDデジタル、ドット式〕
呼ボタン	抗菌仕様 樹脂製（黒色）、矢印（乳白色）、枠（白色） 応答時【アンバー色、矢印点灯】、〔LED〕
点字銘板	ステンレス製

フェースプレート	ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン）
扉	ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン）
錠	鋳金属製
ボックス	鋼板製



アダプタープレート	ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン）
プレート	ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン）
下プレート	樹脂製（黒色）
表示部	樹脂製（スモーク）
方向灯	点灯時〔アンバー色〕，〔LED、ドット式〕
位置灯	点灯時〔アンバー色〕，〔LEDデジタル、ドット式〕
呼ボタン	抗塵仕様 樹脂製（黒色），矢印（乳白色），枠（白色） 応答時〔アンバー色、矢印点灯〕，〔LED〕
シンボルマーク	銘板貼付 地色（青色），絵文字（銀色）
パーキングスイッチ （1Fのみ）	キースイッチ
点字銘板	ステンレス製

